

別表2 (第5条関係)

区分	分類	補助対象経費	補助対象外経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
経費補助金	創業又は事業承継に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	開業、法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費等	商号の登記、会社設立に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代等官公署に対する各種証明類取得費用等	補助対象経費の1/2以内	200万円	申請年度
	設備費	機械装置及び設備の設置費又は購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する建物とそれ以外の部分が明確に区分できない建物で設置等を行う場合 ・汎用性又は趣味性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要であると特定できないもの ・ルーター機器その他インターネット環境の整備費 			
	備品費	器具、工具及び備品の設置費又は購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・汎用性又は趣味性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要であると特定できないもの 			
	マーケティング調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・市場調査費及び市場調査に要する郵送料、メール便等の実費 ・調査に必要な派遣、役務等の契約による外部人材の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手購入費 ・調査実施に伴う謝礼等 			
	広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動に必要なホームページの制作委託費 ・新聞又は雑誌等への掲載料 ・ポスターやパンフレットの作成費 ・ダイレクトメールの送付に係る経費 ・その他新たな事業の周知や集客に必要な広告宣伝費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手購入費 ・補助対象事業と関係の無い活動に係る広報費(補助対象事業に係る広報費と限定できないもの) 			
	車両購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省第74号)別表第1に掲げる軽自動車かつ別表第2の4に掲げる貨物の運送の用に供する自動車を購入する費用 ・スタッドレスタイヤ(ホイール付き)4本の購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッドレスタイヤ(ホイール付き)4本以外の車両付属品の購入費及びその他の経費等 ・趣味性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要であると特定できない場合 			
	その他町長が特に必要と認める経費	補助対象事業に必要と認められる経費				
活動支援補助金	補助対象事業の事業活動に要する費用	器具、工具、備品及び原材料費などで事業活動に必要と認められる経費	補助対象事業の遂行に必要であると特定できないもの	補助対象経費の全額	年額30万円	2年間

備考

- 1 車両は商用に供することが外観から明らかであること。(ステッカー等で社名、屋号、商号を表示する等)
- 2 車両は補助対象事業にのみ使用するものであり、日常的に原材料費等の配送に使用するものであること。
- 3 活動支援補助金の補助対象期間は、申請年度及び翌年度末までの期間とする。